

埼玉県障害者権利擁護センター事業実施要綱

1 (目的)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第36条第2項第1号又は第3号から第7号までに掲げる業務を「埼玉県障害者権利擁護センター」として行うことにより、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が適切に行われることを目的とする。

2 (実施主体)

この事業の実施主体は、埼玉県とする。

なお、この事業を法第37条に基づき、埼玉県と連携協力する者のうち相当と認められるものに委託することができる。

3 (業務内容)

- (1) 法第2条第5項で規定する使用者（以下「使用者」という。）による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報及び使用者による虐待を受けた障害者からの届出の受理。
- (2) 虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援に関し、相談に応じること又は相談機関の紹介。
- (3) 虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供。
- (4) 虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動。
- (5) その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援。

4 (関係機関との連携)

県及び事業の委託を受けた者は、市町村、地域における相談支援事業者、障害福祉サービス事業所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体等との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めることとする。

5 (経費の支弁)

県は、事業を委託する場合には、予算の定める額の範囲内で支弁するものとする。

6 (報告)

事業の委託を受けた者は、別に定めるところにより、知事に対し事業の実施状況等について報告するものとする。

7 (その他)

この要綱に定めのない事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。